# 近代日本の「私生子」出生(2)

## ---明治後期,関東一農村の戸籍役場『身分登記簿』を素材に---

松 村 敏

#### 目 次

- 1. はじめに―研究史と問題の所在―
- 2. 近代日本における婚外子のイメージと実態
  - (1) 婚外子は差別されたか?
- (2) 若干の著名な婚外子の事例
- 3. 明治後期, 関東一農村の「私生子」出生
  - (1) 資料について
  - (2) A村戸籍役場『身分登記簿』の分析
    - (i)「私生子」出生の特徴(以上,38巻4号)
    - (ii)「私生子」出生の具体相(以下,本号)
    - (iii) 事実上の婚姻をなしていた両親の子たる「私生子」についての推計
- 4. 結論

## (ii)「私生子」出生の具体相

まず出生届を規定の期間内に出さず、ある時期に複数の出生子(いずれも「私生子」)の出生届を一斉に出した事例は数多く、また前述の民法規定のために事実上の婚姻成立にもかかわらず内縁にとどまり、出生子はことごとく「私生子」となったと推定される事例も多い。事例1はそうした2つの特徴を有したものである。

## (事例 1)

出生年月	届出年月日	出産年齢	性別	出生地	出生子の届出時年齢
1898年11月	1905年8月21日	21歳	女	A 村	6 歳
1900年1月	1905年8月21日	22歳	男	<b>A</b> 村	5 歳
1903年 2月	1905年8月21日	25歳	男	A 村	2 歳
1905年 3 月	1905年8月21日	27歳	男	A 村	0 歳

これは、「無職」の女性が2~3年置きに「私生子」を4人産んだ事例であり、最初の子が6歳になるまで出生届を出さなかったから、出生届の契機は就学のための学校や周囲の届出督促・慫慂・勧奨だった可能性が強い。そして届の4ヵ月後の1905年12月に、ある男性(「大工職」、27歳)がこれら4人を認知し、彼らは「庶子」となった。この男性の本籍は富山県、寄留先は女性の本籍地と同番地であり、大工としてA村に定着し、両者が同居していたことがわかる。またこの男性は戸主の長男、女性は戸主であった。このような場合、2人の法的な婚姻の成

## 98 商経論叢 第39巻第1号 (2003.6)

立については、遠隔地に住む男性側の戸主の同意を前提として、女性が家督相続人を定め隠居するなどして実現させる道がなかったわけではないが、実際には困難であったりメリットが少ないなどのため、内縁に止まらざるを得ないのがふつうだったと思われる(19)。

またこの場合,出生年のうちに出生届が出されたのは1905年生の子1人だったから,出生統計にはこの子のみが「私生子」として算入されたにすぎない。

このように最初の子が学齢期に達したのを契機にそれまで未届けだった子全員の出生届を一斉に出す事例は非常に多い。次の事例もその典型例である。

## (事例 2)

出生年月	届出年月日	出産年齢	性別	出生地	出生子の届出時年齢
1905年 4 月	1912年 3 月15日	28歳	女	A 村	6 歳
1908年 2 月	1912年 3 月15日	31歳	女	A 村	4 歳
1910年11月	1912年 3 月15日	33歳	男	A 村	1 歳

この事例も出生届後まもなくの1912年4月1日に、熊本県の農村に本籍をもつ男性(「機業」、35歳)が3人全員を認知しており、事実上の婚姻をなしていながら婚姻届を出していなかったため、出生子は「私生子」となったものに違いない。ただし男性は戸主の伯父、女性は戸主の姉だったから、この男女はともに推定家督相続人でもないはずであり、婚姻届未提出の大きな理由は、男性が本籍地から離れた遠隔地居住のために戸主の婚姻同意を得にくかったとか前述(前注17)のように「手続の煩を厭」ったためといった可能性が高い。この例では、出生年に届が出されたものはいないので、3人とも出生統計には算入されていないはずである。

このように、婚姻届を出していない場合、出生届もすぐに出す慣行が十分定着していないこと が看取されるが、他方でそうした場合でも次第に出生届を規定どおり出すようになってゆくこと が窺われる事例もある。

次の事例3・4は、A村内でともに複数の「私生子」を産んだ姉妹の事例である。事例3は姉、4は妹の場合である。ともに出生届後、判明する限り認知されていない。

#### (事例 3)

出生年月	届出年月日	出産年齢	性別	出生地	出生子の届出時年齢
1891年 6 月	1899年7月15日	25歳	女	A 村	8 歳
1893年1月	1899年7月15日	27歳	女	A村	6 歳
1895年1月	1899年7月15日	29歳	女	A 村	4歳
1902年1月	1902年 1 月24日	36歳	男	A 村	0 歳
1904年11月	1904年11月23日	39歳	男	A 村	0 歳

この事例は、99年7月に出生につき未届だった子をまとめて届け出たが、その後出産した際は、いずれも規定の10日以内に届け出ている。出生届を法に則って行うことが定着してゆく過程とみられる。1902年・1904年生の子の出生地は、母親の本籍地と異なる村内の番地が記され

ており (大字は同じ), 母は戸主である彼女の父と同居しているわけではないこと (事実上他家に嫁に入っていること) が推定される。また 1891 年生の女子は, 8歳の届出時まで就学していなかったとみられ, 就学 (督促) から出生届 (督促) に至った可能性がある。

事例 3・4 をみると、この「家」周辺(家族・親族および近隣の同階層の人々の世界)では婚姻届を出す慣行が未定着だったと思われるが、妹の場合は、出生届はいずれも出生日から 10 日以内に届け出ている(1899 年生の子は、母が未成年につきその親権者である祖父が届出)。ただしそれは姉が最初にまとめて届け出た 1899 年以降のことであり、この頃にこの「家」周辺の者も子の出生後まもなく出生届を出すようになっていったものと考えられる。彼女らの戸主の職業は「農」であり、また事例 4 の女性の職業は、1903 年の届出の際には「機織業」となっており(その他は「無」)、実家も嫁ぎ先もおおよそ副業で機織を行う農家下層とみられる。

## (事例 4)

出生年月	届出年月日	出産年齢	性別	出生地	出生子の届出時年齢
1899年 3 月	1899年 3 月15日	19歳	女	A 村	0 歳
1903年 3 月	1903年 3 月17日	23歳	男	A 村	0 歳
1905年12月	1905年12月13日	25歳	男	A 村	0 歳
1911年 6 月	1911年 6 月23日	31歳	女	A 村	0 歳

このように複数の「私生子」を数年おきにやや規則正しく産んだ例は非常に多く、さらにそれが姉妹であった例は他にもあるが、この事例では、次のようにさらにもう1人の姉妹が「私生子」を少なくとも1人出産していることがわかっている。

#### (事例 5)

出生年月届出年月日出産年齢性別出生地出生子の届出時年齢1909年1月1909年1月25日34歳男県内他町0歳

これも出生後規定内に届け出ている。詳細な事情は不明であるが、この3姉妹が、婚姻に至らない夜這い、強姦、売春等、正常な範囲を逸脱した性行為によって子を出産し続けたとは到底考えられず、出生届のみを出したため出生子が「私生子」となったものと考えられる。

次の事例 6 も、出生後長期間経過して同一女性(1869 年生、無職)が自らの 6 名の「私生子」の出生届を一緒に出した例であるが、女性が居住地を A 村外で転々と変えていたことが出生届や婚姻届をなかなか出さなかった(または出せなかった)ことと関係していると思われるケースである。

#### (事例 6)

出生年月	届出年月日	出産年齢	性別	出生地	出生子の届出時年齢
1887年2月	1904年8月3日	17歳	男	県内B市C町	17歳
1889年 5 月	1904年8月3日	19歳	男	県内B市D町	15歳
1893年8月	1904年8月3日	24歳	女	東京市浅草区	10歳

100 商経論叢 第39巻第1号(2003.6)

1899年10月	1904年8月3日	30歳	女	東京市本所区E町	4歳
1902年1月	1904年8月3日	32歳	男	東京市本所区F町	2 歳
1904年 2 月	1904年8月3日	34歳	男	東京市本所区F町	0 歳

この出生届出直後の同年8月22日に、ある男性(本籍東京市本所区下町、1863年生、「鉄工職」)がこれら6人の「私生子」を認知し、彼らは「庶子」となった。この男性の本籍と1902年・04年生の子の出生地は同一であり、この子供たちと両親は同居していたはずである。また両親は遅くとも1887年以来、A村を離れて県内B市(県庁所在地)や東京の下町を子供たちを連れて転々としていたことが明らかである。出生届出時に10~17歳の3人の子もそれまで無戸籍だったから、小学校に就学していたか大いに疑問である。子の両親は、出生届提出時にも何らかの理由で依然婚姻届が出せず、「私生子認知」をした(ちなみに出生子の母の戸主である兄には、多くの「嫡出子」が生まれている。また認知した父は戸主になっているから婚姻届をだせなかったのは父親側の要因ではなく、母親が本籍地から遠く離れて居住していたことに関連するのだろう)。この場合、出生統計には、6人の子のうち1904年生の子だけが同年出生の「私生子」として算入され、府県別の「私生子」出生統計については、「本籍人」出生統計には「身分」別統計がないから、A村所在県ではなく東京府の「現在人」出産統計のそれに算入されたはずである。

さて以上の事例からもわかるように、両親は事実上の婚姻を成しているのに民法上の制約で婚姻届を出せないと推定される場合でも、父が自分の子の「私生子認知」を少なくとも子の出生後ただちにはしない場合が多い。その理由を資料から読み解くことはなかなか困難なのであるが、それを解く手がかりとなる事例がないわけではない。次はそうした事例の1つである。 (事例 7)

出生年月	届出年月日	出産年齢	性別	出生地	出生子の届出時年齢
1900年1月		25歳	男	• •	
1902年10月	1902年10月31日	28歳	男	A 村	0 歳
1905年 4 月	1905年 4 月24日	30歳	女	A 村	0 歳

「物品小売商」(20)の娘であるこの女性(「無職」)は、上記3人の「私生子」を産んだ。しかし 1905年生の「私生子」は生後4ヵ月の1905年8月に死亡し、その5日後に母であるこの女性も 死んだ(同年の資料の「死亡之部」による)。母子ともに出産・出生に起因する病死だったので あろう。そしてさらにその5日後の8月28日に、同村同字の実父(37歳、「農」)が残された5歳と2歳の2人の男子を認知し、彼らは「庶子」となった。この子たちはもともと平凡な一家として両親等と暮らしていたと推定されるが、もし母が死亡しなかったら、この時点で実父が認知 することはなく「私生子」のままであっただろうし、したがって2人の男子の父親が同じ村の同一人物であることも推定はできても確定できなかったであろう。

この事例では、子の出生届は出生の都度出していたが(1900年の出生子は不明)、たとえ事実

上の婚姻生活を送っていても、婚姻届を出して子を「嫡出子」身分に確定しておくことも、法的な婚姻が困難な場合に認知をして「庶子」としておくことも、まったく必要なかったことが窺われる。子が戸籍上「私生子」であることに、さしあたり何の不都合もなかったのである。しかし母の死亡により戸籍上親が存在しなくなったため、さすがに実父があわてて(ただしおそらくはこれも実父自身の発意というより戸籍役場等周辺からの慫慂によって)認知したというわけである。

なおこの事例では、「私生子」の実父は長男であるが母は三女だから、婚姻に戸主の同意が必要であるとしても民法上のその他の制約はおそらくなかったであろう。母の生存中に父は認知もしなかったのだから、婚姻が未届だったのは、民法上の制約のためではなく届出の必要を感じなかったにすぎないと思われる。

次も、出生届や認知のあり方から、それらに対する当事者の意識が種々推定できる事例である。やはり同一女性が多数の「私生子」を産み、子供たちは出生届後もかなり長期間認知されておらず、またすべての子が村外出生(県外の鉱山町)のケースである。 (事例 8)

出生年月	届出年月日	出産年齢	性別	出生地	出生子の届出時年齢
1890年8月	1904年12月 6 日	24歳	女	県外G町	14歳
1892年 7 月	1904年12月6日	26歳	女	県外 G 町	12歳
1894年 3 月	1904年12月6日	28歳	女	県外G町	10歳
1896年10月	1904年12月 6 日	30歳	女	県外G町	8 歳
1901年 9 月	1912年 4 月20日	35歳	女	県外 G 町	10歳
1907年1月	1912年 4 月20日	41歳	男	県外G町	5 歳

この女性は4人目の子までは規則正しく2年おきに産んでおり、父親もおそらく同一で内縁関係が継続されていたことが推測できる。婚姻届を出さなかった理由は、A村を離れて(後述のように相手の男性の方も本籍地を離れて)戸主・両親の同意を得られなかったためかもしれないし、女性は長女であったから女性に兄弟がいない場合は法定の推定家督相続人となり、また相手の男性も1912年時点では戸主だったから(後述)、民法上の制約により婚姻は困難だったからという可能性も皆無とはいえないが、すぐ述べるようにこの男女はもともと婚姻届を出すインセンティブに欠けていたようである。

この事例で興味深いのは届出のあり方であり、1904年12月にそれまで産んでいた4人の子の出生届を一緒に出した後、1912年4月にさらに2人の出生届を出している点である。この事例でも届出時にすでに学齢期に達しまたは学齢期を過ぎていた子供たちは就学していなかった可能性がある。そして1度目の届出時に、すでに1901年生の女子(3歳)が存在したにもかかわらず届出せず、後に1907年生の子とともに届け出ている。その理由は、未だ学齢期に達していなかったためではなかろうか。このように考えると、2度の届出も自発的なものではなく、小学校

(事例 9)

ないし役場からの督促によって行われた可能性が強い。その傍証をさらに加えれば、初回の出生届の届出人はむろん母親であったが、2度目(1912年)の届出人は母親ではなく、母が「死亡ニ付戸主」、すなわち母の父親、出生子の祖父(70歳〔天保12年生〕)であった。また母の死亡はこの1912年ではなく、その前年以前であった(21)。つまり母の死亡が2度目の届出の契機だったのでもない。おそらく、すでに10歳になっていた1901年生の女子に対する就学督促に連動した出生届督促によって、戸籍法の規定に基いて、戸籍法(1898年)の出生届に馴染みのない老齢の祖父が届け出たものと思われる。こうした推定が正しいとすれば、1904年の届出の際に督促対象となった学齢期以上の子のみを届け出たという事実は、婚姻届ばかりか子の出生届の必要すら感じない意識のあり方が依然一部の下層民衆のなかで存続していたことを逆に浮かび上がらせる。

さらに、不思議なことに 2 度目の出生届時である同じ 1912 年 4 月 20 日に、初回の出生届で届け出られた「私生子」 4 人のうちの 3 人(1892 年・94 年・96 年生)だけが、この G 町に寄留している男性(本籍地は県外 H 町、戸主、「日雇業」、50 歳)に認知され、「庶子」となった。まず、なぜ 1890 年生の子が認知されないのかは、この男性の子ではないからとかすでに死亡していたからという可能性も完全には排除できないが、もっともありえそうなことは、この時点で彼女は 21 歳だから、家から離れて居住し、認知の承諾を得にくかったためではないかと思われる(民法第 830 条は、成年の「私生子」はその承諾なしには認知できないことを規定している)。次になぜ 1901 年・1907 年生の子を出生届の後に認知しないのかについても、やはりこの男性の子ではなかったためという可能性も形式的にはあるが、6 人の子がすべて G 町で出生し、またこの男性も認知の届出時に G 町に居住しており、さらに子の母方の祖父による出生届と一緒に認知の届出を行って、他の男性が残り 2 人の認知をしていないということは、やはりこの男性が 6 人の子全員の父親ではないかと思われる(22)。この男性の職業からみて明らかに下層で生活は苦しいと想像され、主体的に届け出るインセンティブもなく、前述のように子の就学督促に連動して、すでに死亡していた女性の戸主たる彼女の父親と、子の父親が呼び寄せられ、受動的に届け出たにすぎなかったのではあるまいか。

同一女性が3人の「私生子」を出産した次の事例も、一見きわめて不思議な出生届を行っていた。最初の子と3番目の子は、規定の10日以内に出生届を行ったが、2番目の子の出生届だけは出生後6年近く経過して、しかも3番目の子の出生届の3年後に行ったのである。

出生年月	届出年月日	出産年齢	性別	出生地	出生子の届出時年齢
1902年2月	1902年 2 月15日	19歳	男	A 村	0 歳
1906年1月	1911年12月8日	23歳	女	A 村	5 歳
1908年 2 月	1908年 2 月26日	25歳	女	A 村	0 歳

これも形式的には種々の解釈ができる。たとえば2番目の子の出生届だけはたんに忘れていた

のだとか、2番目の子だけは「不義の子」で出生届を行いたくなかった等々。

この事例で判明していることは、1902年の出生届は、母が未成年であったため母の親権者である母の父(「紙漉業」、64歳)が行ったが、あとの2つは規定により母自身(「農」)が行った。しかも後者の際には、母の父はすでに死亡していたとみられ、戸主は母の弟(「農」)になっていた。そこで筆者は次のように考えたい。母の父は規定どおり出生届を出したが、母は出す必要を感じなかった。しかし3番目の子が生まれた時には、出生届を規定どおり出生後まもなく出す慣行が定着してきていた(あるいは督促されるようになった)ためにこの子の出生届を出したが、外部からの督促・勧奨にすぎず、それも不徹底で届出の切実な必要を依然感じていなかったために、2番目の子の届出は就学間際になってようやく行った。この事例も、同一女性が村内で3人の「私生子」を産んでいる点などから子らは「不義の子」とは考えにくく、3人の子の父親は同一の男性ではないかと推測されるが、そうであれば婚姻届も認知も行っていない点から出生届の必要性に対する認識もはなはだ薄かった可能性が強く、以上のような推定が成り立つのではないかと思われる。

最後にあげる次の事例は同一の両親の子らであり、出生届は最初の子の出生からじつにほぼ 17 年後の 1909 年 7 月に同時になされたが、1892 年生の子は「私生子」として、1900 年生の子は「嫡出子」として届け出られたものである。

#### (事例 10)

出生年月	届出年月日	出産年齢	性別	出生地	出生子の届出時年齢
1892年7月	1909年7月13日	36歳	男	A 村	16歳
1900年7月	1909年7月13日	44歳	男	A 村	9 歳

この事例では、1909年7月の出生届の日に、同時に1892年生の子の「私生子認知」もなされ、長男として届出られた。それゆえ1900年生の子は次男として出生届がなされている。これらから、1892年生の子の出生時には両親は婚姻届を出していなかったが、1900年生の子の出生時にはすでに婚姻届を出していたことがわかる。しかしどちらの出生時にも出生届は出していなかった。これまでの事例では、一般に婚姻届より出生届の方を優先して出すことを示したが(婚姻届は出さなくても〔出せなくても〕、出生届は出すケースが多い)、この事例は逆であった。婚姻届が遅れた理由も不明である。ただし父親は戸主の兄となっており、本来父親の方がその弟より優先的な家督相続権を有したはずで、これが婚姻届が遅れたことと関係していたかもしれない。戸主が父親の弟になった要因は、父親が推定家督相続人を廃除されたためとか、父親が母親の家に婿養子として入ったため(この場合は戸主は母親の弟)などの想定が可能であるが、いずれにしても最初の子の出生時には、その時点で戸主の同意が得られないなどの理由で婚姻届が出せず、その後事態が変わって婚姻届出が可能になったため早速出したが、子の出生届の方は疎かになってしまったとも考えられる。こうした推測が当たっているか否かはともかく、たとえ婚姻届は出しても子の出生届についての意識が希薄な人々もまだ存在していたとはいえよう。

#### 104 商経論叢 第39巻第1号 (2003.6)

要するに、出生届・婚姻届が遅れる(ないし出されない)要因はかなり多様であり、それゆえ 逸脱した性行為による「不義の子」とはいえない子が数多く戸籍上「私生子」となった要因も相 当多様であったといえよう。

### (iii) 事実上の婚姻をなしていた両親の子たる「私生子」についての推計

では「私生子」として出生届を出された子の両親が事実上の婚姻生活を送っていたと考えられる場合は、どの程度の割合を占めていただろうか。

前述のように「私生子」出生届数は 182 名,うち出生統計に捕捉されたはずの出生年内(およ び翌年1月上旬)の出生届出数は145名であった。これに対して複数回「私生子」を出産した母 の「私生子」出生届数が少なくとも 107 名, その他の理由(事例 10 のように前年以前に出生し ていた子の出生届とともに認知して「嫡出子」となったものなど)で内縁関係を有していたと推 定できる女性の「私生子」3名、それら以外で姉妹ともに「私生子」を出産した女性の「私生 子」3 名がおり、これらの合計が 113 名となる。この 113 名のうち出生統計に捕捉されたはずの 届出数は82名であった。これらの中には妾の子が含まれている可能性などもあり、すべて事実 上の婚姻をなした両親の間に生まれた子とは限らないであろうが,他方で複数の「私生子」を出 産した女性の捕捉が十分でなく、実際にはこれを上回る数の事実上の嫡出子が存在したと思われ る。そうだとすれば、明治後期のA村の場合、少なくとも「私生子」出生届数 182 名のうち 62%(113名),出生統計で捕捉されたと思われる「私生子」出生数 145名のうち 57%(82 名), すなわち少なくとも 6 割前後は、事実上の婚姻をなしていた両親の子(事実上の嫡出子) と推定でき、実際にはこの割合はさらに高い可能性があると思われる。もちろん「事実上の婚 姻」をどう定義するかも問題であり,挙式や媒酌人の存在を要件とすれば,内縁関係にあっても 事実上の婚姻をなしたとはいえないものも少なくなかったはずである。しかし男女が共同生活の 意思をもち,かつそれを実行していた内縁関係を事実上の婚姻ととらえれば,こうした推定が成 り立つと思われるのである。

#### 注

(19) 次に述べる事例も、母親がおそらく法定の推定家督相続人だったため婚姻できず、その問、子は「私生子」であったものである。これは出生届ではなく「私生子認知」から判明する事例である。すなわち、1886年と1894年に出生した子(出生地A村)を「私生子」として出生届を出し、その後「私生子」の父親(「泥工職」)が戸籍上「私生子」の母親の実家に婿養子に入って法的な婚姻が成立し(時期不明)、1901年6月に父親が「私生子認知」をして2人の子は「嫡出子」となった。そして1905年4月にはこの両親の間に5男が生まれていることが翌月初めの出生届で確認され、彼らは順調な婚姻生活を継続していることがわかる。作家森山啓と妻みよの事例(前注17)では、子が母の実家に養子に入ってようやく両親の婚姻が成立したが、この場合は「私生子」が複数人も出生した後に子の父親が婿養子に入り、晴れて子は「嫡出子」になった。

さらにA村において、前述のように「私生子」の戸主が母の子だった場合がある程度存在し、これ

- (20) この女性の父である戸主の職業は「農」と記されている場合もあり、農業兼物品小売商だったのだろう。
- (21) 1912年の資料の「死亡ノ部」にこの母の死亡届はない。
- (22) 初回の出生届の4人が規則正しく2年毎に出生しているのに対し、あとの2人は出生間隔がやや開くが、これも父親が異なるという傍証にはなるまい。

## 4. 結論

以上のように明治後期においては、出生届遅延のため人口統計に算入されていない「私生子」が大量に存在し、また出生届遅延の「私生子」にも統計上の「私生子」にも、事実上の婚姻をなしていた両親から生まれた事実上の嫡出子が予想以上の割合を占めていたと考えられ(A村における推計では6割程度ないしそれ以上に及ぶ)<sup>(1)</sup>、他方、逆に統計上の「嫡出子」には、その割合は推定不能とはいえ、嫡出子に偽装した婚外子が数多く存在したことが容易に想像できる<sup>(2)</sup>。

そして以上のような検討から、従来指摘されてきた事実も、新たな解釈・説明が可能ないし必 要になるであろう。たとえば,明治民法施行後の「私生子」出生率の増加には,民法上の制約に より婚姻が成立しえないこと以外に,婚姻未届の両親の子も出生後まもなく出生届をだす慣行が 従来より浸透していったことが関係している可能性もある。また速水融が指摘しているような, 函館など北海道の新しい都市や有力港町などで(本籍人ベースの)「私生子」出生率が高かった という事実は(たとえば1897年の人口2万5千人以上都市の中で第1位の函館ではじつに 43%) (3), 出生を早期に届け出ているという点からみて、男性が単身でそうした新興都市に移住 し現地に本籍をもつ女性と事実上の婚姻をなしても戸主・両親の同意を得ることが困難であるこ となどの要因により婚姻届が出されなかったケース(A村の事例1がその一つの類似ケースに当 たる)が多かったことを反映しているものと推測され(4)、売春や私通などにより「不義の子」た る私生児がそうした都市にあふれ返っていたことを意味するのでは決してないと思われる。さら に大阪など「私生子」出生率が高い関西の諸府県・都市の方が、その上昇カーブが早くピークを 迎え、「私生子」出生率が低い地方農村の方がそのピークが遅い(20世紀初頭)という事実 は⑸,前者の地域においてより強かった事実上の婚姻成立後もなかなか婚姻届を出さない慣習が 早めに衰退を開始した(とくに足入れ婚の衰退が開始した)ためといった可能性も想定できよ う。

ただしこうした点は、今のところ推測ないし可能性の指摘に止まるものであり、以上のような 地域差を含めた「私生子」出生率の変動要因をより詳細かつ合理的に分析することは今後の課題 106 商経論叢 第39巻第1号 (2003.6)

に属するものである。

## 注

- (1) 中島玉吉はすでに、前掲『親族相続法改造論』で同様な事情を指摘し、「斯かる事情であるから我国に 於ける私生子は外国に於ける私生子とは性質を異にする」(173頁)と記している。
  - なお、1920年における有配偶者中の内縁率は16~17% 程度と推計されており、まだ著しく高かった。その後は漸次低下していったから、1920年以前はさらに高かった可能性がある(前掲、善積『婚外子の社会学』84頁、表 3-3、前掲、岡崎『日本人口の実証的研究』419~422頁)。
- (2) ちなみに岡崎文規は、1920年以降の出生データを示しつつ、「私生」の性比は「公生」とは逆に女子が男子を超過しているが、その理由は説明困難としている(岡崎、前掲書、268~270頁)。これは男子の方が「嫡出子」として偽装することが多いからという可能性がありそうである。
- (3) Hayami, op.cit., pp.399~400.
- (4) 本稿のA村の事例も、速水の1897年の地域別・都市別データも、本籍地別のデータであり、出生地別ではない(1897年の都市別データは、資料〔『日本帝国民籍戸口表』〕にその点が明示されていないが、そのように推定される)。A村では、女性の他地域への流出に伴って「私生子」が遠隔地で出生する場合が比較的多かったわけであるが、速水の指摘している函館その他の港町・新興都市における本籍人ベースの「私生子」出生では、そうしたケースより当然他地域から流入した男性などと現地に本籍をもつ女性との間の、現地で出生した「私生子」の方がはるかに多かったであろう。
- (5) Hayami, op.cit., p.402.